



2026年5月20日

各 位

会 社 名 高島株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 高島 幸一

(コード：8007、東証プライム市場)

問 合 せ 先 経営戦略統括部長 大木 勉

(TEL：050-1732-8079)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、2026年6月23日開催予定の当社第138回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の構築を図るため、当社の代表者を代表取締役会長及び代表取締役社長の2名体制へ変更することに伴い、現行定款について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月23日 (火) (予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月23日 (火) (予定)

以上

現 行 定 款 第 1 章～第 2 章 第 1 条～第 11 条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第 12 条～第 13 条 (条文省略) 第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第 15 条～第 18 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (条文省略) 第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、 <u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第26条 (条文省略) 第27条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 第28条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>取締役会長、取締役社長各 1 名を定める</u> ことができる。 <th data-bbox="799 185 1449 2049">変 更 案 第 1 章～第 2 章 第 1 条～第 11 条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 12 条～第 13 条 (現行どおり) 第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第 15 条～第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (現行どおり) 第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第26条 (現行どおり) 第27条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を<u>若干名</u>選定する。 第28条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、<u>取締役社長を 1 名選定する。また、取締役会長、取締役副社長を若干名選定する</u>ことができる。</th>	変 更 案 第 1 章～第 2 章 第 1 条～第 11 条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 12 条～第 13 条 (現行どおり) 第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第 15 条～第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (現行どおり) 第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第26条 (現行どおり) 第27条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を <u>若干名</u> 選定する。 第28条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、 <u>取締役社長を 1 名選定する。また、取締役会長、取締役副社長を若干名選定する</u> ことができる。
--	---

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
第 29 条～第 30 条 (条文省略)	第 29 条～第 30 条 (現行どおり)
第 5 章～第 8 章、附則	第 5 章～第 8 章、附則
第31条～第43条、附則 (条文省略)	第31条～第43条、附則 (現行どおり)